

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
当たる翌日)

## 告示

### ◆選管告示

目 次

告 示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による診療所等の廃止（〃）

保険医療機関等の指定（保険課）

救急業務に関し協力する旨の申出の徹回（医務課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良区の役員の退任（二件）（〃）

県営土地改良事業計画の変更（〃）

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）

開発行為に関する工事の完了（〃）

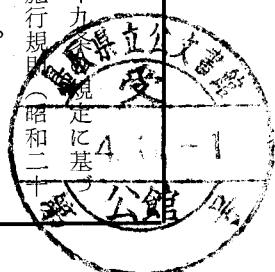
不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正

鳥取県告示第四百九十四号  
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基  
き、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十  
五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 崑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大山リハビリテーション病院	西伯郡岸本町大原九二七一	平成四年四月一日
医療法人岡本医	鳥取市津ノ井二五八二	"
医療法人山藤医	鳥取市大榎町一七	"
医療法人佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四五二一三〇	平成四年四月二十三日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	"
いなむら歯科	西伯郡淀江町大字淀江六八一 一一六	"
元氣堂薬局	米子市東福原五五六一一	平成四年五月二二日
老人保健施設 明苑	境港市竹内町二〇八二	"
吉水医院	東伯郡三朝町大字本泉四一九	平成四年五月一日



## 鳥取県告示第四百九十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
大山リハビリテーション病院	西伯郡岸本町大原九二七一	平成四年三月一日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一一	"
山藤医院	鳥取市大榎町一七	平成三年十一月一日
赤澤医院	米子市西倉吉町一六	平成四年四月一日
原田医院	氣高郡青谷町大字山根九九	平成三年十一月一日
佐々木整形外科	鳥取市岩倉四五二一三〇	平成四年三月三十一日
井崎胃腸科外科	鳥取市米町七〇一	平成四年三月十五日
村歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三	平成四年四月一日
井崎胃腸科外科	鳥取市湖山町北二丁目三九三	平成三年十月一日

## 鳥取県告示第四百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	平成四年五月十五日
佐野薬局	米子市上後藤二丁目三一六	"
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	平成四年五月一日
北山クリニック	倉吉市東巖城町一八三一一	平成四年五月一日
君野歯科医院	鳥取市田園町三丁目一七三	"
坂瀬歯科医院	米子市福市一七二五一一	"
石龜歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万四九七	"
音田内科	倉吉市東町四三五	平成四年五月十五日

小林薬局東町店	倉吉市東町四三五一一〇	
てらもと薬局	境港市渡町一四四七一四	
小川歯科医院	米子市兩三柳四四八一ー三	平成四年五月一日

鳥取県告示第四百九十七号  
次の診療所に係る救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地
森本外科・脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字蓬東一二一〇

る。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事	古 家 光 男	西伯郡中山町下市八四二一三五
監 事	角 恒 夫	西伯郡中山町下市八五五一三六
渡 辺 豊	長 田 潤 之 助	西伯郡中山町下市八四四
日 置 博 也	西 伯 郡 中 山 町 下 市 八 四 四 一 八	
面 谷 觉	西 伯 郡 中 山 町 松 河 原 一 四 三 二 一 三 一	
西 伯 郡 中 山 町 下 市 八 五〇 一 六		

理 事	藤 本 政 吉	西伯郡中山町殿河内七七六一一一
監 事	浜 田 竹 一	西伯郡中山町殿河内七七六一二五
鹿 島 功	吉 谷 正	西伯郡中山町下市八四四一一一
木 下 正 明	西 伯 郡 中 山 町 塩 津 九 七	西伯郡中山町松河原一四三一一三
藤 田 峰 子	西 伯 郡 中 山 町 殿 河 内 七 五 四 一 六 三	西伯郡中山町下市八四〇一九

就任した役員の氏名及び住所

鳥取県告示第四百九十八号  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示す

次

**鳥取県告示第四百九十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 敦 賀 弘 鳥取市賀露町一三九九  
平成四年三月十五日退任

**鳥取県告示第五百号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 竹 内 一 夫 米子市久美町二一九五  
平成四年四月二十四日退任

**鳥取県告示第五百一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業大名地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成四年五月二十五日から二十一日間

大山町役場及び名和町役場

## 三 縦覧に供する場所

異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第五百二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定に基づき、

青谷町から青谷都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号  
平成四年二月二十六日 鳥取県指令受鳥土維第五百六十二号  
二 工区に含まれる地域の名称  
鳥取市徳尾字常念田、字開発及び字割符  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岩美郡国府町新通り二丁目二五一  
有限会社鳥取住宅工業  
代表取締役 森 泰造

### 鳥取県告示第五百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、気高町から気高都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成四年五月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

一の表老人保健施設ル・サンテリオンの項の次に次のように加える。

平成四年五月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療法人清和会老人保健施設うつぶき

倉吉市上井三〇一